

御船町農業委員会会議録

平成29年5月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 5 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分から 4 時 00 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室
3. 主席委員 (19 名)
会 長 1 番 鶴野 幸典
会長職務代理者 2 番 富田 早苗
委 員 3 番 荒木 義一
委 員 4 番 竹崎 幸雄
委 員 5 番 山本 富士夫
委 員 6 番 田中 安男
委 員 7 番 緒方 顯治
委 員 8 番 川地 良一
委 員 9 番 上田 洋介
委 員 10 番 山下 啓四郎
委 員 11 番 後藤 博文
委 員 12 番 藤村 俊治
委 員 13 番 藤田 邦弘
委 員 14 番 河地 友好
委 員 15 番 芥川 誠
委 員 16 番 藤本 隆盛
委 員 17 番 松岡 信浩
委 員 18 番 江藤 弘
委 員 20 番 荒木 崇

議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 7 議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 8 議案第 27 号 農地中間管理機構法律 19 条について
- 9 報告第 8 号 耕作証明書発行の件について
- 10 報告第 9 号 合意解約の件について
- 11 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 藤野 浩之
係 長 山下 直樹
主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 29 年 5 月の総会を始めさせていただきます。本日は 17 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 17 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 5 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、先月の歓送迎会については、各委員さんには大変お世話になりました。5 月に入りまして、GW も終わりましたが、休み中はいかがが過ごされたでしょうか？

自分としては、仕事、仕事であり、アツという間に終わってしまいました。これから農家としては、繁忙時期となります。山間部では、水稻の種まきも終わっているところもあります。今後、平坦地区も種まきも始まると思います。田植準備、麦の収穫も始まります。機械を使っての作業となります。怪我がないように十分注意され作業に当たっていただきたいと思います。それでは 5 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。16 番 藤本委員 17 番 松岡委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 23 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 29 年 5 月 10 日提出
御船町農業委員長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。
今月の申請は、4 件出ております。
議案書 3 条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目田 面積△m²。
大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目田 面積△m²
田 2 筆 計△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

②件目の申請です。

物件の表示

大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²

大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目田	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²
大字〇〇	字〇〇〇△	地目畑	面積△m ²

田 19 筆 畑 15 筆 計△△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

③件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

④件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇〇△丁目△
番地△ 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地△ 〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転です。4 件、町許可分の申請です。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。3 条申請で所有権移転 4 件、
町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明
をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。譲渡人が高齢で耕作
されていないのと、譲受人が、周辺農地を収得され、今回近辺
の農地を耕作するといったことで申請が挙がりました。それでは、
机上配布しております農地法第 3 条の調査書に基づき説明
いたします。第 2 項第 1 号（全部効率利用要件）につきまして
は、取得後は、水稻の栽培をする約束をされました。又、農機

具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第2項第4号(常時従事)要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第2項第5(下限面積)要件につきましても、年間作業日数も150日以上であり認められ、取得後の面積も50a以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第2項第7号地域との調和要件として、田として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましては、担当委員の2番委員お願いいたします。

2 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②について説明いたします。譲受人は、認定農家であります。祖父からの生前贈与であります。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き水稻・野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、37,335㎡であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、田・畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまし

て、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましては、担当委員 9 番委員から説明をお願いいたします。

9 番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。3 条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、では③について説明いたします。譲渡人が、耕作・管理しないことで、売買の話が決まり、今回所有権移転の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、10,545 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地域担当委員は、9 番委員をお願いいたします。

9 番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い

たします。続きまして、④について事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、では④について説明いたします。調査書 4 ページをご覧ください。譲渡人が現在県外に在住しており耕作管理できないため譲受人が、近隣で耕作しているため合意し売買の話がまとまり、所有権移転の申請となりました。では調査書に基づき説明いたします。

取得後は、野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第 2 項第 5 号取得後の耕作面積は、78,342 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この地域担当委員、16 番委員をお願いいたします。

16 番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。認定農家の規模拡大ということで、何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議長 只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員 はい、ございません。

議長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第 24 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成 29 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
10 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

転用目的 育成舎

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

転用目的 農業用倉庫
畑 2 筆 △m²

所有者の住所氏名 大字○○△番地 ○○ ○○

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 育成舎・農業用倉庫
畑 2 筆△m²の申請です。

議案書 (4 条) ②番の申請です。

物件の表示 大字○○字○○○△ 地目畑 面積△m²

大字○○字○○○△ 地目畑 面積△m²

大字○○字○○○△ 地目畑 面積△m²

転用目的 植林

畑 3 筆 計 1580 m²。

所有者の住所氏名 大字○○△番地 ○○ ○○○

理由 4 条許可 (県) 転用目的 植林 畑 3 筆 面積△m²の申請
です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。4 条の申請 2 件でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 24 号 受付番号 1 番 ○○ ○○

実質審査表に基づき説明いたします。議案書 11 ページを確認
ください。場所から説明させていただきます。13 ページに載
せております。現地は○○の○○○であります。この場所に畜
舎・農業用倉庫を集約したい希望があり今回の申請に至った。
熊本地震で被害があり集約する計画であります。立地基準とし
ては、農地区分としては、第 2 種農地と判断しております。
面積につきましては、△m²であります。農地の区分と転用目的
としては、申請地は、役場より 4k m ほど離れている。申請者
は酪農を営んでおり、地震により建て替えが必要になり、育成
舎及び農業用倉庫を建築するために、今回、農地法第 4 条申請
に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将
来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による
担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一
般基準です。資力及び信用です。借入金にて対応する計画であ
り、貸付受入金払出し通知書により事業に必要な資金を有して
いると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の
同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在
しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、
工期は平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの計画

で、遅滞なく供することに問題ないと判断しました。計画面積の妥当性は、畑 2 筆△㎡を育成舎及び農業用倉庫にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を育成舎及び農業用倉庫へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。12 ページに事業計画書を記載してありますが、農業用倉庫△㎡、育成舎△㎡となります。給排水計画ではありますが、給水に関しましては、井戸より給水する計画です。雨水排水に関しましては、地下浸透。雑排水・汚水排出予定はありません。14・15 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。16 ページに追認で、始末書が添付してあります。17 ページの写真がありますがこの育成舎を取壊し新しく建設予定であります。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条育成舎及び農業用倉庫申請でした。担当 16 番委員説明をお願いいたします。

16 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。熊本地震により被災され、建て直しをされたいという望みがありました。今後も酪農事業を営んでいかれますので、審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、2 番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、19 ページをご覧ください。

議案第 24 号 受付番号 2 番 ○○ ○○○

場所につきましては、21・22 ページに載せております。21 ページは、〇〇小学校の北側にある農地であります。22 ページが、〇〇橋から〇〇方面へマミコウロードを 300m 登った左側であります。今回、植林で申請が出ております。こちらに関しましては、非農地通知申請があったところであり、実際に既に植林されていたところになりますので、4 条申請へ変更となったところであり、

立地基準、農地区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は、畑 3 筆△m²となっております。転用目的として、役場より 3.5 km ほど離れており、周囲は山林に囲まれている農地であります。約 55 年前までは、申請者の父親が、桑畑として利用しておりましたが、養蚕をやめることになり、荒廃地よりも植林して山林として管理したほうが周囲のためでもあるということから、現在に至っておるため、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題はないと思われ、転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、妨げとなる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、現状のままの利用であり、問題ないと思われ、計画面積の妥当性として、畑 3 筆△m²を山林にする計画であり、特に問題なく、妥当であると判断する。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無として、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。20 ページに事業計画書がございます。△に杉 100 本 △に杉 20 本を植林の計画であります。給水計画ですが植林のためありません。雨水に関しては、自然地下浸透の計画であります。追認ということで、始末書を提出されております。現状の写真が 26～29 ページに掲載しております。以上なことから事務局としては、許可相当と判断しております。以

上です。

議 長 はい、ありがとうございます。植林の件でございました。こちらの現地確認担当者、2番委員お願いいたします。

2 番 はい、只今事務局から説明がありましたが、この物件は非農地申請で挙げてきた農地であります。既に植林してありましたので、4条申請で判断することになりました。写真を見ていただくと解るように、植林しても管理がなされていない様子であります。転用することについて何ら問題はないと判断いたします。審議のほどをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。植林の申請でした。この案件につきまして意見がある方はどなたか有りませんか

全委員 ございません。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第25号を提案いたします。事務局より概要の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書30ページをご覧ください。議案第25号

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成29年5月10日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書5条は、10件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇〇字〇〇 地番 △ 地目 田
面積△㎡。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 (有) 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転県許可 転用目的 レストラン。

②物件の表示 大字〇〇〇 字〇〇 地番 △

地目 田 面積 △㎡。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 (有) 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条賃借権設定県許可 転用目的 レストランです。

③物件の表示 大字〇〇〇 字〇〇 地番△ 地目田
面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 (有) 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転県許可 転用目的 法事会館。

④物件の表示 大字〇〇〇字〇〇 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇△

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 (有) 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条賃借権設定県許可 転用目的 法事会館駐車場です。

⑤物件の表示 大字〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇△番地△ 〇〇 〇〇

〇〇 〇

理由 5条所有権移転県許可 転用目的 個人住宅。

⑥物件の表示 大字〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇△△△

〇〇 〇〇・ 〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転県許可 転用目的 個人住宅です。

⑦物件の表示 大字〇〇字〇〇△番 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△番地

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△番地△

(有) 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条賃借権設定(県) 転用目的 資材置場です。

⑧物件の表示 大字〇〇字〇〇△△番 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△号

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇△番地

(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条所有権移転県許可 転用目的 貸駐車場です。

⑨物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△番 地目田 面積△m²で

す。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇〇△丁目
〇〇 〇〇・〇〇 〇〇

理由 5 条使用貸借権設定県許可 転用目的 個人住宅。

⑩物件の表示 大字〇〇字〇〇 △番△ 地目畑 面積△㎡。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇他 8 名

理由 5 条所有権移転県許可 転用目的 共同墓地。

以上、農地法第 5 条所有権移転及び 5 条貸借権設定合計 10 件
です。

議 長

はい、ありがとうございました。10 件 10 筆です。では、①
～④番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 35 号受付番号①番 (有)〇〇〇

申請番号①番 〇〇〇字〇〇△番は所有権移転であります。②
番〇〇〇△は、貸借権設定であります。所有権移転と貸借権設
定を併せたところのレストランであります。こちら①番②番を
一緒に説明いたします。場所に関しては、35 ページをご覧ください。国道 443 号線〇〇〇の横になります。①番が面積の少
ない方になります。41 ページに大きいほうが申請番号②番に
なります。貸借権設定をされる場所であります。計画は、42
ページになります。2 筆合わせてのレストラン用地であります。
立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第 3 種農地と
判断いたしました。判断理由といたしましては、都市計画法第
8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種低層住居専用地
域）に定められた農地である。面積につきましては、①△㎡②
△㎡合計△㎡であります。農地の区分と転用目的としては、申
請人は、熊本地震において、現在のレストランが被災したため、
今回の申請地に移転する計画した。また、これまで、御船町の
〇〇〇への来客は飲食店があまりないため、町外で食事をして
いるという事実もある。そういうことから、団体客にも対応で
き、大型バスも停められるということも考慮し、レストラン建
設の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。続きまして、一般
基準です。資力及び信用は、資金につきましては借入金及び補
助金にて対応する計画であり、借入申込書等により事業に必要な
資金を有していると判断される。転用行為の妨げとなる権利

を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 29 年 5 月 25 日から平成 29 年 11 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、①田 1 筆△㎡②田 1 筆△㎡ 事業面積計△㎡計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地をレストラン・駐車場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況として、町開発指導審査会申請中である。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、西側国道 443 号線歩道内に埋設された上水道から本地内に給水管を引き込む。雨水に関しましては、本地内に浸透枳を設置し、オーバー分については西側水路に放流する。汚水・雑排水については、西側国道 443 号線歩道内に埋設されている公共下水道に接続放流する。排水に関しては、水利組合・地元区長からの同意は得ております。36 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 37 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。続きまして、申請番号③④併せて説明いたします。44 ページをご覧ください。

議案第 25 号 受付番号 3 番 (有)○○○

立地基準です。農地の区分として、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種低層住居専用地域）に定められた農地であり、第 3 種農地と判断しております。場所につきましては、先ほどのレストラン建設予定地の近辺であります。○○○の北側になります。右側が法事会館、左側が駐車場となります。面積△㎡となります。申請人は、別の場所で葬祭業を営んでおり、町中から遠いため、町民からもっと利便性、交通の便の良い場所をとの要望があり、また、家族葬が低価格で対応できる法事会館の要望もあったため、今回の申請地で法事会館建築の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。一般基準です。

資力及び信用は、資金につきましては借入金及び補助金にて対応する計画であり、借入申込書等により事業に必要な資金を有していると判断される。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 29 年 5 月 25 日から平成 29 年 11 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、③田 1 筆△m²④田 1 筆△m²に法事会館・駐車場建設するという配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を法事会館・駐車場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況として、町開発指導審査会申請中である。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、西側国道 443 号線歩道内に埋設された上水道から本地内に給水管を引き込む。雨水に関しましては、本地内に浸透枳を設置し、オーバーフロー分については西側水路に放流する。汚水・雑排水については、西側国道 443 号線歩道内に埋設されている公共下水道に接続放流する。排水に関しては、水利組合・地元区長からの同意は得ております。48・53 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 49・57 ページに記載してあります。申請番号③④番をまとめて説明いたしました。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 この地区担当は、10 番委員ですので、①番から④番をまとめて意見等の説明をお願いいたします。

10 番 はい、レストランに関しては、今回の熊本地震により大規模半壊であったため、修復するより新たに建設した方が良いのではないかとこのことでしたので、計画されました。法事会館の方は、現在は、家族葬が多くなってきているため便利の良い場所を選定し計画されました。(家族葬・法事会館を兼ねての申請です)

議 長 はい、ありがとうございます。事務局・農業委員からの説明がございました。この件につきまして、皆さんの意見等がございましたらお願いいたします。

20 番 はい、法事会館と駐車場の間の所有者から同意を取れていないようですが、良いのですか？

事務局 私が、赴任して3件ほど同様な事例がありました。隣接地の同意がなくても進めることが出来ます。ただし、農業委員会としては、同意を取りに行った経緯を詳しく記入し報告をして欲しいことからこのような文章を提出していただいた状況です。

議 長 はい、ありがとうございます。意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方举手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号5番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、58ページをご覧ください。

議案第25号受付番号⑤番 ○○ ○○・○○ ○
申請地の場所といたしましては、60ページに記載しております。○の○○○がございしますが○○○さんから入る道がございします。そこから右折して入った所であります。

立地基準といたしまして、第2種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より3kmほど離れた東・北・南側を宅地、西側を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、アパートで生活をしているが、現在の住居では手狭になったため、交通の便も良く、住環境が良好な土地を探していたところ、地権者と話が進み、今回、個人住宅建築の計画をし、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金及び借入金にて対応する計画であり、残高証明書・融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなる者は存在しません。申請に係る用途に

遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないと考える。計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆△㎡、個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、個人住宅ということで、西側町道公共上水道より分岐給水する計画であります。雨水に関しましては、西側町道内側溝へ接続放流する。汚水に関しては、西側町道内公共下水に接続放流する。排水の同意を区長からいただいております。61 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 62 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員は、7 番委員説明をお願いいたします。

7 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。60 ページにあります様に、今回の震災により住宅建設のため農地を購入し住宅を建てられるようであります。何ら問題ないと判断します。皆さんの審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑥番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、63 ページをご覧ください。議案第 25 号 受付番号⑥番
〇〇 〇〇・〇〇 〇〇

場所につきましては、65 ページに記載しております、確認ください。受付番号⑤番で説明いたしましたが、同じ所有者さんが、分筆されました。今回申請⑤⑥ということで個人住宅建設を計画されました。⑤の隣接農地と判断をお願いいたします。立地基準から説明いたします。第2種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より3kmほど離れた東側・南側を畑、西側を道路、北側を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供も増えて手狭になった為、マイホーム計画をし、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金及び借入金にて対応する計画であり、残高証明書及び保証審査申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年6月1日から平成29年12月31日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑1筆△㎡、個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。西側町道公共上水道より分岐給水する計画あります。雨水に関しましては、西側町道内側溝へ接続放流する。汚水に関しては、西側町道内公共下水に接続放流する。排水の同意を区長からいただいております。66 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は67 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。個人住宅の転用申請でした。この担当委員 7 番委員お願いいたします。

7 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。先ほどの案件と一緒にですので、何ら問題ないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑦番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、68 ページをご覧ください。議案第 25 号受付番号④番。(有)〇〇〇〇

場所につきましては、70 ページに記載しております、確認ください。国道 445 号線から〇〇〇橋を上り、突き当たって左折し、精米所の横であります。立地基準から説明いたします。第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、 Δ m^2 であります。申請地は、役場より 3 km ほど離れた東側を道路、西・南側雑種地、北側を宅地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、建設工事の事業拡大に伴い、御船町に資材保管場所が必要ということで、土地を探していたところ、地権者と話が進み、今回、資材置場及び車両置場を計画し、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、平成 29 年 6 月 10 日から平成 29 年 10 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆 Δ m^2 の敷地に資材置場及び車

両置場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を資材置場及び車両置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、計画無しです。雨水に関しましては、自然浸透、オーバーフロー分を町道路側溝へ放流計画であります。71 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 72 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。資材置場及び車両置場の申請でした。この担当委員 18 番委員お願いいたします。

18 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑧番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、73 ページをご覧ください。議案第 25 号受付番号⑤番。場所につきましては、75 ページに記載しております、確認ください。〇〇学校の付近であります。〇〇〇保育園などがございます。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。申請地は、役場より 5 km ほど離れており、東・北側を宅地、南・西側を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、不動産業を営んでおり、貸駐車場として需要が見込めると判断し、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作

地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなる者は、存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 29 年 6 月 10 日から平成 30 年 5 月 31 日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆△m²の敷地に 8 台分貸駐車場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地へ日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、ございません。雨水に関しましては、地下浸透により処理し、処理しきれない分につきましては、北側町道の道路側溝に排水する計画であります。生活雑排水及び汚水排水はありません。76 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 77 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。貸駐車場申請でした。この担当委員 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。

全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑨番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。譲渡者が、8番委員ですので退室をお願いいたします。

事務局

はい、78ページをご覧ください。議案書第25号受付番号⑨番。

〇〇 〇〇・〇〇 〇〇。

場所につきましては、80ページに記載しております、確認ください。右手に〇〇地区の集落がございます。〇〇さんがございます、寺の南側が、今回の申請地であります。立地基準から説明いたします。第1種農地として考えております。申請地が、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。圃場整備はしていないのですが、隣接している農地ということで第1種農地であります。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より2kmほど離れた東・西・北側を宅地、南側を道路に囲まれた水田の一角であります。申請人は、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供も増え手狭になった為、マイホーム計画を立てました。今回、父所有の土地に個人住宅の建設を計画し、農地法第5条申請に至った。申請地は、1種農地ではあるが、住宅区その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される農地であり、例外的に転用が出来ると判断される。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金及び借入金にて対応する計画であり、残高証明書及び住宅ローン借入申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しておりません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、平成29年6月1日から平成30年8月30日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、田1筆△㎡の敷地に個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域

の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道から給水する計画であります。雨水・生活雑排水に関しましては、町下水道本管へ接続する計画であります。81 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 82 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人住宅の申請でした。この担当 7 番委員お願いいたします。

7 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。8 番委員の入室をお願いいたします。承認されましたので、報告いたします。続きまして、⑩番の要件等の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、83 ページをご覧ください。議案第 25 号受付番号⑩番。○○ ○○他 8 名。

場所に関しては、85 ページに記載しております。確認ください。立地基準です。第 2 種農地と判断しております。○○集落の入口となります。面積としては、△㎡です。転用目的としては、申請地は、役場より直線で 3 k m ほど離れた周囲を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、熊本地震により既存の墓地が壊滅的に破壊され、復旧困難な状況になり、また、急傾斜地であるため、その場所での建替えが困難なため、今回の申請地に共同墓地を計画し、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。

続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、通帳残高により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成29年5月25日から平成29年12月31日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、畑1筆△m²の敷地に共同墓地の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を共同墓地へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、御船保健所へ墓地埋設法による届出は済んでおります。給排水計画につきましては、給水に関しては、計画無し。雨水に関しては、排水溝へ集水し、道路側溝へ放流する。汚水・生活雑排水に関しましては、計画はありません。86 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は87 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。墓地申請でした。この担当委員5番委員お願いいたします。

5 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県

へ送付いたします。続きまして、議案第 26 号
を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、88 ページをご覧ください。 議案第 26 号
農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決
定を求める。

平成 29 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分
です。89 ページから 90 ページ今月の新規分は、賃借権設定で
す。51 ページをご覧ください。今月新規利用権設定が、田の
合計が 37,383 m²畑は、677 m²です。計 38,060 m²です。次の
91 ページをご覧ください。こちらは再設定分になります。田
合計 2,911 m²となります。畑はございませんので、合計は、2911
m²となっております。こちらは、農業公社を通しての所有権移
転であります。今回は 2 件であります。田の 3,947 m²でありま
す。畑等はございませんので計の 3,947 m²であります。次の
93 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地
利用集計計画 を定める。

平成 29 年 5 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 5 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月
分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は
192,706 m²畑の累計は、22,143 m²。田畑合計で 214,849 m²と
なっております。所有権移転に関しましては、田 16,174 m²と
なっております。畑はございませんので累計は、16,174 m²
です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利用集積
計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございま
したらお願いいたします。

議 長

ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利
用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいた
します。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、
議案第 27 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいた
します。

事務局 はい、95 ページをご覧ください。

議案第 27 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 29 年 5 月 10 日 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

96 ページをご覧ください。こちらは先ほどの議案第 26 号 中間管理機構の農地貸し借りとなります。地権者から農業公社へ一旦貸し出し、農業公社が耕作者へ貸し出すことに関しては、配分計画がございます。〇〇〇〇が、田の 4,068 m²を農業公社を通して、借りられた状況です。場所ですが〇〇・〇〇町の町境であります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局より農用地利用配分計画について説明がございました。この件につきまして、どなたかご意見等がございましたらお願いいたします。無い様でございますので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。報告第 8 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、97 ページをご覧ください。

報告第 8 号

別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。平成 29 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。今月は、5 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、98 ページから 102 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。続きまして、報告第 9 号の説明を事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告第 9 号

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約したので、報告する。平成 29 年 5 月 22 日 御船町農業委員会。次のページをご覧ください。今回、3 筆の合意解約がございました。これも報告ですので皆さんご理解ください。

議 長 はい、ありがとうございます。報告ということですので皆さんでご理解ください。議案はこれで終わりましたので、その他

に移ります。事務局よりお願いいたします。

事務局
議長

机上配布しております、非農地証明をご覧ください。

案件の当事者であります。2 番委員退室をお願いいたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局

今回、非農地証明願が、1 件提出されました。

申請者 住所 ○○町大字○○△番地

氏名 ○○ ○○。

この土地は、昭和27年10月20日以前から宅地となっており、
農地法第2条に規定する農地でないことを証明願います。

土地の所在 ○○町大字○○字○○△ 面積△m²。

場所につきましては、○○橋から○○の集落地へ入った所であり
ます。今回の申請地であります。申請者の宅地の一部分だと思
っていたのですが、地目上は畑であります。しかし課税上は
宅地となっております。本人としては、畑でなく宅地と思っ
ていたようであります。よって非農地証明願いが、提出されまし
た。区長さんからの同意書の提出していただいております。現
地の写真も掲載しております。砂利敷きではなく植え込みの部
分であります。現地確認を12番委員・18番委員で確認いたし
ました。農業委員会総会に掛けてこの証明を出さなければなら
ないため皆さんの審議をお願いいたします。

議長
18 番

現地確認された18番委員意見をお願いいたします。

はい、確認へ参りました。写真をご覧のように植栽がなされて
おりました。手入れもしてありましたので、何ら問題はないと
判断いたします。審議の程をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきまして、皆さん
から意見等はございませんか。

意見等がございませんので、この案件について、承認される方
の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。
全委員賛成で、承認いたします。

退出者2番委員入室

他に事務局からありませんか。

事務局

はい、現在、非農地判断申請ですが、回覧・広報等で事務局へ
問い合わせや、申請が出てきております。

現在55筆申請が、上がっております。先月の総会でお願いを
しておりましたが、毎年度末に取りまとめておりますが、件数
が多くなりますので、2回ほどに分けて行いたいと思います。

皆さんの繁忙時期を避け、7月後半から現地確認をお願いしたいと思います。丁度、暑い時期ではありますが、お願いいたします。中山間部が中心となっております。期間としては、5日間を予定しております。日程も決めてあるそうですので、どうしても都合が悪い方は、委員さん同士で交代して事務局まで連絡ください。

来月の総会は6月12日(月)13:30より 本庁3階大会議室で行います。よろしくをお願いいたします。

最後ではありますが、年金についてお時間をください。

議長 静かに願います。事務局より年金について 説明がございます。お願いいたします。

事務局 はい、毎年、年金の加入推進部長を2名選任しなければなりません。昨年度、一昨年は、会長・副会長が、なっていたのですが、本年度も選任しなければならないので、推選をお願いいたします。

議長 はい、私がしますという方がいらっしゃるなら挙手をお願いいたします。

2番 番号で3番4番では如何でしょうか。

事務局 申し訳ありませんが、平坦部・中山間部で、各1名でお願いいたします。

会長 どなたもいらっしゃらないようですので、実績が出ておりませんが、留任ということで、引続き行います。それで皆さんよろしいでしょうか。

全委員 拍手。

議長 非農地申請の現地確認の件は、7月15日以降であります。田植も終わっている時期だと思っておりますので、来月ぐらいに説明があるということですね。

議長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

16 番

㊦

17 番

㊦